

18. 健康危機管理

(1) 健康危機管理体制の整備

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、毒劇物その他の原因により、県民の生命・健康の安全が脅かされる事態が発生した場合やそのおそれが生じた場合には、県民の不安を取り除き、効果的な予防に資するための情報提供を行うとともに、速やかな原因の究明、健康被害拡大の防止、迅速で的確な救急医療の確保といった適切な健康危機管理を通じて、県民の生命・健康を守ることが求められています。

現状と課題

近年は、東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故の発生を始めとして、地下鉄サリン、腸管出血性大腸菌O157食中毒事件、新型インフルエンザの発生、食品への殺虫剤や農薬等の異物混入、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、不特定多数の人々の生命・健康を脅かす事態が次々と発生しています。

ア 感染症に対する医療提供体制

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から感染症法上の位置づけが五類感染症となり、通常の医療体制による対応へと移行しました。

しかし、人や物の動きがグローバル化している今日、感染症は、短期間に世界中に拡大するため、感染症に対する医療提供体制の充実が重要になっています。

感染症の患者に良質で適切な医療を提供するため、ペストやエボラ出血熱等の一類感染症※の患者に対応する第一種感染症指定医療機関、SARSや結核等の二類感染症※の患者に対応する第二種感染症指定医療機関を整備しており、新型インフルエンザ等については感染症法に基づく協定指定医療機関において医療提供体制の整備を進めています。

しかし、重篤な症状を引き起こす未知の感染症患者が発生した場合や一類感染症などの患者が大量に発生した場合にも対応できる体制とするためには、なお一層の体制の整備充実と機能強化が必要となります。

※【一類感染症】感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症

※【二類感染症】感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症

イ 食への不安

異物混入、不適切な食品表示事案等による回収事例は後を絶たず、また、生食用食肉を原因とした食中毒（腸管出血性大腸菌O157）や加熱不十分な鶏肉の喫食を原因とした食中毒（カンピロバクター）の発生等食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生が相次いで起きています。

食の安全・安心は、健康や命に直結する問題であり、食品検査の適切な実施や食品事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の取組の定着及び振り返り支援など、食品の安全性の確保に向けた取り組みが必要となっています。

ウ 南海トラフ地震

台風や集中豪雨などによる被害をはるかに超える甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、概ね90～150年周期で発生しており、昭和南海地震から既に約80年が経過し、切迫度は年々高まっています。

【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月公表）によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県では最大で、死者数は約42,000人、全壊建築物数は約153,000

棟の甚大な被害が想定され、避難所における発災1日後の避難者数は約280,000人と想定されています。

エ 武力攻撃事態等

地下鉄サリン事件や炭疽菌事件のような、生物や化学物質等を用いたテロ行為（NBCテロ[※]）や武力攻撃事態も懸念される状況にあります。

※【NBCテロ】核・生物・放射性物質・感染性生物・化学物質を用いたテロ行為

オ 健康危機管理体制の整備

県民生活の安全・安心を確保するためには、県民の生命・健康を脅かす健康危機の発生を防止し、被害を拡大させない対応を迅速かつ的確に実施することが大切であり、地域において、福祉保健所、市町村、消防、警察などの行政機関や医療関係者等が緊密に連携し、最新の専門知識と技術によって対応することができる健康危機管理体制の整備が重要となります。

健康危機管理に関する基本的な対応事項を定めた「高知県健康政策部健康危機管理基本方針」の策定や「高知県健康危機管理マニュアル」の作成など、これまでも健康危機管理体制の整備を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の発生等、近年の地域保健を取り巻く環境の大きな変化により多様化、高度化している健康危機に対応するためには、なお一層の体制の整備充実と機能強化が必要となっています。

対 策

県民の生命、健康の安全を脅かす健康危機に迅速かつ的確に対応する健康危機管理体制の整備充実と機能強化の取り組みを進めます。

ア 連携強化

地域において健康危機管理に携わる福祉保健所、市町村、消防、警察、医療機関等の連携を一層強化し、連携体制や対応体制等の確認を行うなど、平常時から健康危機発生に備えた準備を行います。

特に保健所設置市である高知市との連携が重要となるため、健康危機事象が発生した際に、必要に応じて、「県・市健康危機管理連携会議」を開催して対応を協議することとしています。

イ 高知県健康危機管理調整会議

健康危機管理を的確かつ円滑に実施するために、関係部局との連絡調整組織として設置した「高知県健康危機管理調整会議」を必要に応じて招集し、情報交換や対応策の調整等を行います。

ウ マニュアル等の資質向上

新型コロナウイルス感染症対応における教訓を踏まえ、住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、人材確保を含めた平時からの準備や、有事体制を迅速に構築できるような訓練の実施等を盛り込んだ「健康危機対処計画（感染症編）」を県の各福祉保健所において令和6年3月に策定しました。

その他の食中毒等への対応についても、健康危機管理に携わる関係者が迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な対応マニュアル等の改定等を行い、研修や模擬訓練を実施して、その有効性を検証し、資質の向上を図ります。

エ 全庁的な対応が必要な事態に至った場合の体制

「高知県健康政策部健康危機管理方針」で対応する範囲を超える重大な健康危機が発生した場合やそのおそれが生じた場合で、全庁的な対応が必要な事態に至った場合は、事態の種別に応じ、「高知県災害対策本部」、「高知県国民保護対策本部」、「高知県新型インフルエンザ等対策本部」、「高知県危機管理本部」を設置し、体制を強化して対応します。

オ 感染症に対する医療提供体制の整備

これまでの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時から新興感染症に対応する医療提供体制の備えを確実に推進するため、令和6年3月、「高知県・高知市感染症予防計画」を改定しました。

また、計画に基づき、県と医療機関等との間で入院や発熱外来、検査などの協力を得る医療措置協定を締結し、感染症危機発生時の医療提供体制を確保することとしています。

新型インフルエンザ等については、政府行動計画の改定を受け、令和7年3月に改定した「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画」により取組を進めていきます。

また、国等との緊密な情報交換やサーベイランス*体制の一層の充実・強化などにより、新興、再興感染症等の発生のおそれがある場合の発生動向の監視強化を図ります。

※【サーベイランス】見張り、監視制度

※【感染症サーベイランス】感染症の発生状況からの動向予測

カ 食の安全・安心の確保

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第4次高知県食の安全・安心推進計画」（令和4年4月策定）による取り組みを推進していきます。

キ 災害時の対応

南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害、事故災害に対しては、「高知県地域防災計画」（令和7年2月修正）に基づき、災害予防対策や災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施します。

また、「高知県災害時の保健医療活動における組織体制計画」（平成31年2月策定）を基本に、県内の保健医療活動に関する総合調整を行うため、高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部を設置し、被災した市町村の支援を行います。

具体的には、県民の生命と健康を守るため、「高知県災害時医療救護計画」（令和5年7月一部改定）に基づき、関係機関との調整や県内外各地からの医療救護チームの受援など広域的な医療救護活動を行うとともに、「高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン」（令和5年12月改定）に基づき、被災者に対するニーズの把握や健康相談を実施し、健康維持に対する支援を行います。

ク 武力攻撃事態等への対応

「高知県国民保護計画」（平成30年6月変更）をより実効性のあるものとするため、計画に定められた事項を着実に推進していきます。

(2) 健康危機管理体制図

